

## 諸外国のデータ保護法制における

## 「契約の履行のために必要不可欠な場合」の検討

Consideration of cases where necessary for the performance of a contract  
in data protection laws of other countries板倉 陽一郎<sup>†</sup> 寺田 麻佑<sup>‡</sup>  
Yoichiro Itakura Mayu Terada

## 1. はじめに

我が国の個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直し(第二次)に関して、個人情報保護委員会は2025年3月5日に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」[1]を公表した。見直しが想定される項目として「個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合(傍線筆者、以下同じ)を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合(…)について、本人の同意を不要としてはどうか。」との提案を含んでいる(第1・1(2))。これは、欧州一般データ保護規則(GDPR)6条1項(b)の影響を受けた適法化事由を提案するものであるが、具体的にどのような「契約」について認めていくかについては、具体的な議論未だしである。そこで、本発表では、GDPRや、英国のUK GDPR等、既に同様の規定を有するデータ保護法制における具体例を検討し、日本法への示唆を得る。

## 2. GDPR

## 2.1 GDPR6条1項(b)、49条1項(b)

欧州のデータ保護法であるGeneral Data Protection Regulation(GDPR)[2]6条1項(b)は、”processing is necessary for the performance of a contract to which the data subject is party or in order to take steps at the request of the data subject prior to entering into a contract;”(データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要となる場合、又は、契約締結の前に、データ主体の要求に際して手段を講ずるために取扱いが必要となる場合) (個人情報保護委員会の仮訳[3])を、個人データ処理の適法化根拠とする。

また、GDPR49条1項(b)は、”the transfer is necessary for the performance of a contract between the data subject and the controller or the implementation of pre-contractual measures taken at the data subject's request;”(データ主体と管理者との間の契約の履行のためにその移転が必要となる場合、又は、データ主体の要求により、契約締結前の措置を実施するためにその移転が必要となる場合)を、個人データ(越境)移転の適法化根拠とする。

## 2.2 具体例

GDPRの本文、前文には、特段、具体例が示されていないが、欧州のデータ保護機関の合議体であるEuropean Data

Protection Board(EDPB)のガイドライン(2/2019)[4](個人情報保護委員会の仮訳[5])では、以下のような例が挙げられている。

## 2.2.1 オンライン小売業者からの商品の購入

配送の目的のために自宅住所を用いるほか、支払の目的のためにクレジットカード情報と請求先住所を用いることが前段(履行のために取扱いが必要)に該当するとする(事例1)。しかしながら、配送先が自宅住所ではない場合、当該購入契約の履行には自宅住所は不要となるため、他の適法化根拠が必要とする(同)。

## 2.2.2 オンライン小売業者におけるプロフィールの作成

プロフィールの作成(事例2)、それに基づく行動ターゲティングやレコメンド(事例7,8)は、契約の履行に客観的に必要とはいえず、前段に該当しないとされている。

## 2.2.3 顧客のクレーム対応

購入した商品の色が契約と異なるというクレームに対応するための、個人データの処理は、前段に該当するとしている(事例3)。

## 2.2.4 契約終了時の返品や支払等の処理

契約が終了してしまう場合、終了してしまうのであるから、個人データの処理は履行には必要ないというのが原則であるが、「新しい法的根拠に切り替えることは、一般的に不公正」という理由で、契約終了時の商品の返品や支払等の処理での個人データの処理は、前段に該当するとしている(41~42項)。

## 2.2.5 サブスクリプションサービスの請求書発行

サブスクリプションサービスの提供に伴う請求書の発行は、前段に該当するとする。他方、会計目的のために特定された期間保持する国内法上の義務がある点は、(b)の問題ではなく、法的義務(GDPR6条1項(c))の問題であるとしている(事例4)。

## 2.2.6 サービスの対象であるかの確認

あるオンラインサービスの提供範囲に含まれているかについて、郵便番号を入力して確認する場合は、後段(契約締結の前に、データ主体の要求に際して手段を講ずるために取扱いが必要)に該当するとしている(事例5)。

## 2.2.7 金融機関の本人確認

金融機関の本人確認義務により、身分証明書の提示を求める点は、法的義務(GDPR6条1項(c))の問題であり、(b)の問題ではないとしている(事例6)。

\* ひかり総合法律事務所 Hikari Sogoh Law Offices

† 理化学研究所 Riken

‡ 一橋大学 Hitotsubashi University

### 2.2.8 サービスの向上

オンラインサービスの向上は、(b)を適法化根拠とは出来ず、正当な利益(GDPR6条1項(f))や同意(同(a))に依拠できる可能性を示唆する(48項)。

### 2.2.9 不正行為の防止

不正行為の防止は、前提としてプロファイルの作成(事例2)を伴い、契約の履行に客観的な範囲を超えるおそれがあるとしている。他方、正当な利益や法的義務に依拠できる可能性を示唆する(50項)。

### 2.3. 必要不可欠性

条文上の要件は必要(necessary)であるが、欧州連合法裁判所の Meta Platforms Inc., v. Bundeskartellamt(Case C-252/21)[6]は、GDPR6条1項(b)の適用について、”...the processing of personal data by the controller must be **essential** for the proper performance of the contract concluded between the controller and the data subject and, therefore, that there are no workable, less intrusive alternatives.”(管理者による個人情報の処理が、管理者とデータ主体との間で締結された契約の適切な履行に**不可欠**であり、したがって、実行可能でより侵害の少ない代替手段が存在しない)としており、単に必要なだけでなく、不可欠(essential)であることを求めている。個人情報保護委員会の定式が「必要」ではなく「必要不可欠」とされているのは、本判例を踏まえているものと考えられる。なお、EDPBのガイドライン(2/2019)も、解釈として、「より侵襲性の少ない代替手段がある場合、その取扱いは「必要」ではない」とし、客観的な必要性を求めため、帰結はほぼ同一であるといえる(25項)。

## 3. UK GDPR

英国は2020年のブレグジットに伴い、GDPRの直接の対象国ではなくなっているが、移行に伴う規則[7]により、UK GDPRとしてほぼそのまま英国法としての効力を有している。6条1項(b)及び49条1項(b)も同様である。

UK GDPRの解釈に際して、EDPBのガイドライン(2/2019)は直接適用されないが、英国のデータ保護機関ICOは、独自のガイダンス[8]で、以下の例を挙げている。

- ・反対給付のための処理は該当する。
- ・見積りの対応のための処理は該当する。例えば、自動車保険を比較検討する個人が見積もりを依頼する場合、保険会社は見積もりを作成するために、運転者の詳細情報や保険金請求履歴など、特定のデータを処理する必要がある。
- ・データ主体がオンラインで購入を行う場合、管理者は商品を配送するために個人の住所を処理することは契約を履行するために必要である。
- ・購入商品に基づく個人の興味や嗜好のプロファイリングは契約の履行に必須ではなく、管理者は6条(1)(b)をこの処理の法的根拠にはできない。この種のターゲット広告が顧客関係の構築に有用であり、ビジネスモデルの不可欠な要素であったとしても、契約自体の履行には必須ではない。

## 4. スイスデータ保護法

スイスデータ保護法[9]も、31条2項aにおいて、契約の履行を適法化根拠に挙げている(”The controller processes personal data relating to a contracting party in direct connection with the conclusion or the performance of a contract.”)。ここでは、紙幅の関係で、条文の指摘にとどめる。

## 5. 日本法への示唆

我が国の個人情報保護法は、GDPRやUK GDPRと異なり、処理(取扱い)が原則違法であるという構成を採用していないが、個人情報の目的外利用、要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供といった、本人の同意を必要とする場面において、冒頭の検討の中で、「契約の履行のための必要不可欠な場合」を新たな適法化事由とすることが示唆されている。GDPRやUK GDPRの具体例からどのような示唆が得られるか。

まず、個人情報保護委員会の提案では、「契約の履行のために」とされているが、契約締結前の取扱いのためにも当然認められる必要がある。契約に至らない場合には全て違法ということでは、著しく法的安定性に欠けるからである。

そもそも「必要不可欠」とされているように、契約に含まれていなければよいという定式化は許されないであろう。それは、約款において可能な限り広く個人情報の取扱いを記載するという、不適切な実務を招来することになる。

具体例のいくつかは、日本法との整合性をさらに検討する必要がある。金融機関の本人確認は日本法でも法令に基づく場合(個人情報保護法27条1項1号等)と処理できようが、不正行為の防止は、これに対応する明確な法令がない。また、「考え方について」では、正当な利益に相当する適法化事由は提案されていない。

サービスの向上は、日本でもほとんどのオンラインサービスで利用目的として挙げられていると考えられるが、その際に個人データの第三者提供が必要な場合、前述のとおり「正当な利益」が導入されないとすると、なおも同意によることになる。これが適切であるか。

個人データの第三者提供の正当化事由は、外国にある第三者への提供でも基本的に適用されるが(同法28条参照)、GDPR6条1項(b)と49条1項(b)の比較を参照する必要はなお残存している。

### 参考文献

- [1] 個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」(令和7年3月5日)。
- [2] Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).
- [3] 個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則(EU) 2016/679 (一般データ保護規則)【条文】(仮日本語訳)
- [4] Guidelines 2/2019 on the processing of personal data under Article 6(1)(b) GDPR in the context of the provision of online services to data subjects Ver.2.0, 8 October 2019.
- [5] データ主体へのオンラインサービスの提供に関連するGDPR第6条(1)(b)に基づく個人データ取扱いに関するガイドライン2/2019、バージョン2.0(2019年10月8日採択)(仮日本語訳)
- [6] Case C-252/21, ECLI:EU:C:2023:537.
- [7] The Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit) Regulations 2019 (S.I. 2019/419).
- [8] <https://ico.org.uk/for-organisations/uk-gdpr-guidance-and-resources/lawful-basis/a-guide-to-lawful-basis/contract/>
- [9] Federal Act of 25 September 2020 on Data Protection (Data Protection Act, FADP).